

広島県訓令第5号

本 庁  
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第十五条第一項第二号中「別記様式第十二号」を「別記様式第十一号」に改める。

第三十九条第一項第二号中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二項中「別記様式第十号」を「別記様式第九号」に改める。

第四十三条第三項中「別記様式第十一号」を「別記様式第十号」に改める。

別表第二総務局の項中 「分権改革課 総合特区計画プロジェクト・チーム」を「地方分権推進課  
総合特区計画プロジェクト・チーム」

「地方」に改め、同表健康福祉局の項中「こども家庭課」を「こ家」を

「こども家庭課 働く女性応援プロジェクト・チーム」を「こ家 働く女  
プロジェクト」

「農業販売戦略課」を「農販」を「販売推進課

販推」を

「林業課 森林保全課 水産課」を「林業課 水産課」を「水産課 林業課 森林保全課 水産課」に改め、同表土木局

の項中「港湾企画整備課」を「港企」を「港湾漁港整備課」を「港漁」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。